

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.26

法令名	理容師法
根拠条項	第10条第2項
処分の概要	理容業の停止
法令の定め	<p>第10条第2項 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p> <p>第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。 ただし、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。</p> <p>第9条 理容師は、理容の業を行う時は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。 二 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は客1人ごとにこれを消毒すること。 三 その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置</p>
処分基準	<p>法令に定める他、次の通知による</p> <p>・行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律等の施行について 昭和58年12月23日 環企第128号 厚生省環境衛生局長通知</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.27

法令名	理容師法
根拠条項	第14条
処分の概要	理容所の閉鎖命令
法令の定め	<p>第14条 都道府県知事は、理容所の開設者が、第11条の4若しくは第12条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせるときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>2 当該理容所において業を行う理容師が第9条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。</p> <p>第11条の4 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第2項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。</p> <p>第12条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 常に清潔に保つこと。</p> <p>二 消毒設備を設けること。</p> <p>三 採光、照明及び換気を十分にすること。</p> <p>四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p>
処分基準	個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No. 59

法 令 名	理容師養成施設指定規則
根 拠 条 項	第 13 条
処 分 の 概 要	理容師養成施設の指定の取消し
法 令 の 定 め	(指定の取消し) 第十三条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設が第四条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設立者が第六条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。 2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
処 分 基 準	法令の定めによる
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm